

最低制限価格設定基準及び低入札価格調査制度における調査 基準価格の算定式の改正について（基本方針）

工事請負契約、業務委託契約及び測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準及び低入札価格調査制度運用要領に規定する最低制限価格及び調査基準価格の算定式（無作為係数を除く。）改正の基本的な取扱いを次のとおり定める。

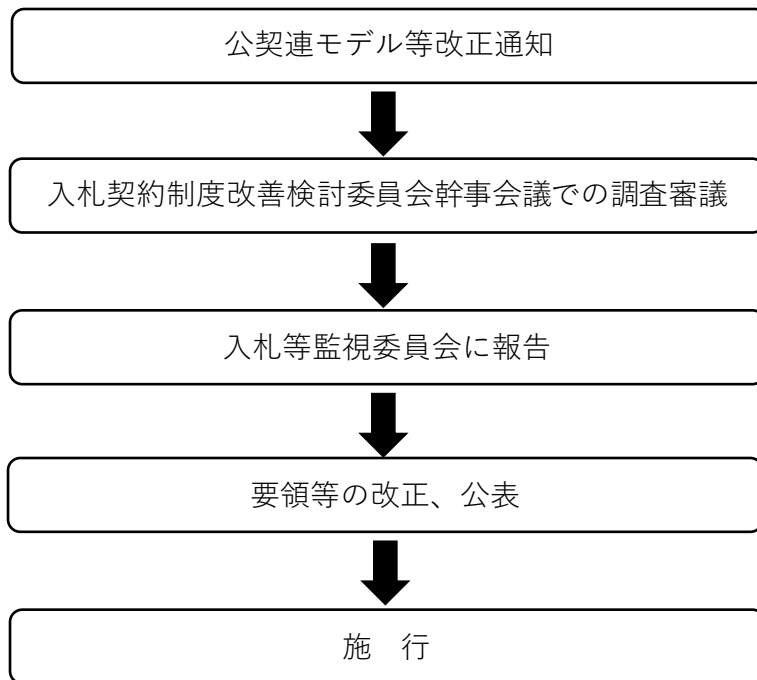
1 基本方針

- (1) 次に掲げる規定については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（以下「公契連モデル」という。）を適用する。
 - ・工事請負契約に係る最低制限価格設定基準第3条第1項及び第2項
 - ・工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領第5条第1項第1号及び第2号
 - ・業務委託契約に係る最低制限価格設定基準第3条第1項及び第2項
 - ・業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領第5条第1項第1号及び第2号
- (2) 次に掲げる規定については、公契連モデルの設定範囲の下限値を適用する。
 - ・業務委託契約に係る最低制限価格設定基準第3条第3項
 - ・業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領第5条第1項第3号
- (3) 次に掲げる規定については、予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて（平成16年6月10日付け国官会第367号）（以下「国通知」という。）を適用する。
 - ・測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準第3条第1項から第3項まで
 - ・測量・建設コンサルタント等に係る低入札価格調査制度運用要領第5条

2 改正時期

公契連モデル及び国通知の改正通知日から2か月後とする。ただし、やむ得ない場合には改正時期を変更することがある。

3 算定式改正手続き



※入札契約制度改善検討委員会幹事会議で調査審議した結果、本委員会（入札契約制度改善検討委員会）での検討・審議が必要な場合は、本委員会を開催する。